

本庁各課長
各出先機関長
公営企業局長
議会事務局長
教育長
警察本部長
各行政委員会等事務局長

様

総務部文書情報課長

高知県個人情報保護条例の改正について（通知）

平成 31 年 2 月議会において、高知県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の一部を改正する条例が可決成立し、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

この改正は、事務事業の円滑な遂行や南海トラフ地震等災害時の機動的な対応に向けた新たな仕組みづくりのため、要配慮個人情報の収集並びに個人情報の収集、利用及び提供に関する規定を改正するものです。

このことにより、これまで高知県個人情報保護制度委員会（以下「制度委員会」という。）の意見を聴くこととされていた事案のうち、別紙「高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要及び運用上の留意点について」に記載している事例に類するものについては、この手続きが不要となります。

なお、詳しい内容は別紙のほか、添付している新旧対照表及び条例解釈運用基準（改正部分抜粋）等を確認してください。

各所属におかれましては、総務部イントラに掲載する改正後の解釈運用基準や、これまでの制度委員会の答申事例を参考に、個人情報の適切な取扱いをお願いします。

(担当)

総務部文書情報課 情報公開・個人情報担当

TEL 088-823-9156

FAX 088-823-9250

E-mail 112701@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要及び運用上の留意点について

1 改正の概要（収集、利用、提供に関する例外規定の追加）

(1) 要配慮個人情報の収集禁止の原則の例外（条例第8条第3項）

【追加する規定】

- ①本人の同意があるとき
- ②個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

【事例】

- ・要綱で定める申請書に、本人が障害の程度を記載し提出した場合
⇒ 本人の申請に基づく収集であり、①に該当し収集可能
- ・意識不明者の病歴を、本人以外の者から聞き取る場合
⇒ 個人の生命を守るため、また本人の同意を得て要配慮個人情報を収集する時間的余裕がなく、他に適当な収集方法がない場合であり、②に該当し収集可能

(2) 個人情報の本人収集の原則の例外（条例第8条第4項）

【追加する規定】

国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）（以下「国等」という。）から提供を受けて収集する場合（※注1）であって、収集することにつき相当の理由があるとき

※注1：この規定は、県が個人情報の本人収集の原則の例外として国等から収集することができる場合を定めたものです。個人情報を県へ提供しよう国等に義務づけるものではなく、提供はあくまでも当該団体の判断に基づいて行われることに留意してください。

【事例】

- 国等において県に対し個人情報を提供できる取扱いとしている場合において
- ・栄典、表彰等の対象者の選考時や審議会等の委員の選任時に、国の機関や市町村が保有する個人情報をこれらの団体から提供を受けて収集する場合
 - ・市町村の依頼に応じて身元不明高齢者の情報を公開し、情報提供を呼び掛けるため、市町村が保護した身元不明の高齢者の氏名、年齢、性別、容姿の特徴、保護時の服装等の情報を、当該市町村から提供を受けて収集する場合

(3) 個人情報の目的外利用の制限の例外（条例第9条第1項）

【追加する規定】

事務事業の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由がある場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき

【事例】

- ・栄典、表彰等の対象者の選考時や審議会等の委員の選任時に、実施機関が保有する個人情報を利用する場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合

(4) 個人情報の目的外提供の制限の例外（条例第10条第1項）

【追加する規定】

他の実施機関又は国等に提供する場合（※注2）であつて、提供することにつき相当の理由があり、かつ、提供を受ける者が事務事業の執行に必要な限度で利用し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき

※注2：この規定は、県が目的外提供の制限の例外として国等へ個人情報を提供できる場合を定めたものです。県が提供する個人情報の収集を国等に義務づけるものではなく、収集はあくまでも当該団体の判断に基づいて行われることに留意してください。

【事例】

国等において県から個人情報の収集ができる取扱いとしている場合において、

- ・他の実施機関や国等が、栄典、表彰等の対象者を選考する際や審議会等の委員を選任する際に、実施機関が保有する個人情報を提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合
- ・市町村が行う給付金の支給の準備作業（支給対象であることの確認等）のため、実施機関が保有する給付対象者の情報を提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合

2 運用上の留意点

(1) 個人情報事務取扱登録簿の作成及び変更手続

今回の改正で追加した例外規定を適用して個人情報を取り扱う場合にも、個人情報事務取扱登録簿（以下「登録簿」という。）を新たに作成するか、既存の登録簿の記載事項（本人外収集、目的外利用・提供の有無及び根拠規定）を変更する手続が必要です。

個人情報取扱事務の開始前に文書情報課に登録簿を提出し確認を受けてください。

(2) 制度委員会への諮問（例年6月・11月・2月に開催）

例外規定に該当しない場合は、これまでと同様に制度委員会への諮問を要しますので、速やかに文書情報課に協議してください。

(3) その他

例外規定に該当するかどうかの判断が難しい場合など、条例の解釈運用に関して疑義がある場合は、文書情報課に協議してください。

また、個人情報の取扱い等について所属で研修等が必要な場合は、できる限り対応しますのでご相談ください。